NEWS LETTER 2025年 6月号

梅雨に入りましたね！今年は梅雨らしい天気が続いておりますが、豪雨等の災害には注意が必要です。なお、掲載内容につきご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

代表取締役等住所非表示措置の申出

2024 年 10 月から、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」といいます。）の登記事項証明書の住所の一部を非表示とすることを選択することができるようになっております。対象は、株式会社の代表取締役、代表執行役、代表清算人で住所の表示は、市区町村までの記載となります。申出の方法は、設立の登記や代表取締役（代表執行役）の就任（重任含む）の登記、代表取締役（代表執行役）の住所変更の登記等の登記申請と一緒に行う必要があります。この申出には、次のような注意点があります。

①過去の代表取締役等の住所は消えない

住所非表示措置までに記録された代表取締役等の住所は抹消されるわけではありません。

②代表取締役等の住所変更登記は非表示以降も必要

代表取締役等の住所につき非表示措置をとっている株式会社においても、代表取締役等の住所が表示されている株式会社と同様に、代表取締役等に住所変更が生じたときはその時から 2 週間以内に住所変更登記をする必要があります。

この申出の添付書類（上場会社以外の株式会社の場合）は、次のとおりです。

①会社の実在を証する書面等（次のいずれか 1 点を添付します。

・株式会社が受取人として記載された配達証明書及び株式会社の商号及び本店所在場所が記載された郵便物受領証）　※登記簿の商号・本店と一致する必要あり

・登記の申請を受任した資格者代理人（登記の申請の代理を業として行うことができる代理人に限る）において株式会社の本店所在場所における実在性を確認した書面

②代表取締役等の氏名及び住所が記載されている市町村長等による証明書（住民票等）

③株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面

・登記の申請を受任した資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき確認を行った実質的支配者の本人特定事項に関する記録の写し　等

事務所概要

当事務所は、平成１８年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所　　住所：長崎県大村市杭出津 3 丁目 395-7

ＴＥＬ：0957-46-6133　　ＦＡＸ：0957-46-6134　　メール：info@hirano-office.biz

主な取扱業務

①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）

②相続　③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記　④農地法の許可　⑤裁判手続